

定 款

(令和 5 年 3 月 1 日 改訂)

東洋電機株式会社

第 Ⅰ 章 総 則

第 Ⅰ 条 （商 号）

当会社は東洋電機株式会社と称する。

英文では、TOYO ELECTRIC CORPORATIONと表示する。

第 Ⅱ 条 （目 的）

当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. マイクロコンピュータ応用電気機器およびソフトウェアの開発・製造・販売の業務
2. メカトロニクスの開発・製造・販売の業務
3. センサ・測定器・情報制御機器等の電子応用機器の開発・製造・販売の業務
4. 受配電用電設機器の製造・修理・販売の業務
5. 各種機械器具の電源装置、自動制御装置の設計・製造・販売の業務
6. 電気工作物、搬送機械類の据付、電気工事、保守の業務
7. 土木建設用資材、各種機械器具の鋳金および部品加工ならびに販売の業務
8. 前各号に附帯する一切の業務

第 Ⅲ 条 （本店の所在地）

当会社は、本店を愛知県春日井市に置く。

第 Ⅳ 条 （公告方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 Ⅱ 章 株 式

第 Ⅰ 条 （発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、900万株とする。

第 Ⅱ 条 （自己株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 Ⅲ 条 （単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第 Ⅳ 条 （単元未満株主の売渡請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当会社は前項の請求に応じないことができる。

第 9 条 （単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第10条 （株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

第11条 （株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条 （基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第13条 （招集）

定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第14条 （招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集する。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2. 株主総会においては、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が議長となる。当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条 （株主総会参考書類等の電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第17条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 （議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条 （取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

第20条 （取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

第21条 （取締役の選任）

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第22条 （取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

第23条 （代表取締役および役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から必要に応じ、会長1名を選定することができる。

第24条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第25条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第26条 （取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 （取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第28条 （顧問および相談役）

取締役会において必要と認めたときは、顧問および相談役を置くことができる。

顧問および相談役の報酬は取締役会の決議をもって定める。

第29条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第5章 監査等委員会

第31条 （監査等委員会の設置）

当社は監査等委員会を置く。

第32条 （監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第33条 （監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第34条 （監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第35条 （監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

第36条 （会計監査人の設置）

当社は会計監査人を置く。

第37条 （会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条 （会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条 （会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第40条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第41条 （期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第42条 （中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第43条 （配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。